

制 度 名	現年災害助成対策事業費補助	主管課名	農業経営課 団体・金融G		
		問合せ先	029-301-3862		
目的・趣旨	県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、市町村が補助対象農業者等に対して肥料購入費等の助成を行った場合、県がその助成費用の一部を市町村に補助することにより、被害農業者等の負担軽減を図る。				
<p>[対象団体] 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第3条第2項の規定により指定される「被害農業地域等」を含む市町村</p> <p>[対象事業] 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例施行規則第2条の別表第1に規定する以下の補助事業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 樹草勢回復用肥料購入費補助</li> <li>2 病虫害防除用薬剤購入費補助</li> <li>3 種苗購入費補助</li> <li>4 蚕種購入費補助</li> <li>5 代作用種苗肥料購入費補助</li> <li>6 種苗桑葉等輸送費補助</li> </ol> <p>[補助要件等] 市町村が、条例第2条第4号～6号に規定する補助対象農業者等に対して助成を行っていること</p> <p>[対象経費] 対象事業の実施に要する経費</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
1 樹草勢回復用肥料購入費		—	1/3～2/5	1/3～2/5	1/5～1/3
2 病虫害防除用薬剤購入費		—	1/2	1/2	—
3 種苗購入費		—	1/2	1/2	—
4 蚕種購入費		—	2/5	2/5	1/5
5 代作用種苗肥料購入費		—	2/5	2/5	1/5
6 種苗桑葉等輸送費		—	1/3	1/3	1/3
[30年度当初予算額] 11,640千円		[30年度補助対象団体] 市町村からの申請に基づく、県指定地域(被害農業地域等)を含む市町村			
[備考]					